

第3回 議員定数等検討小委員会会議次第

日時：平成15年4月25日 午前10時～

場所：すこやかセンター伊野 大会議室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 題

第1号議案 新町の議会議員の定数及び任期について

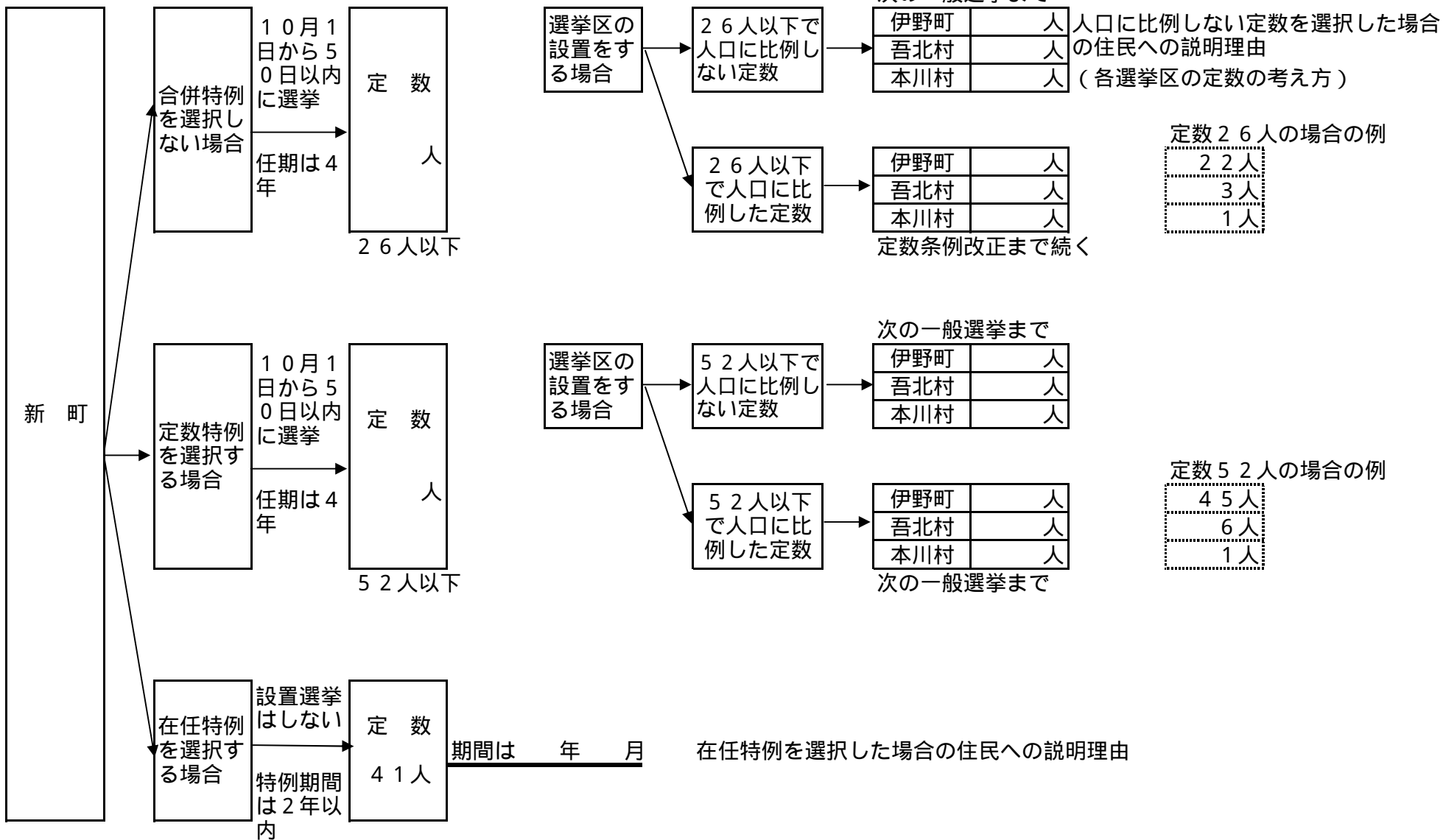
第2号議案 選挙区の設定について

4 その他

今後の協議スケジュールについて

5 閉 会

合併特例法の選択肢について



ちょっと教えて！！

～お茶の間Q&A(その3)～

Q:「特例法」ち、そりゃなんぜよ？	Q:選挙区を設けた場合の定数はどうなるが？
Q:議員定数はどうなるが？	Q:設置選挙の次の選挙はどうなるが？
Q:定数特例・在任特例言うたらどんなが？	Q:定数特例の選挙で決める方法ってどんなが？
Q:議員を選ぶにはどうしたらえいが？	Q:在任特例を適用する方法ってどんなが？
Q:合併特例法を使わない選挙ってどんなが？	Q:在任期間が過ぎたらどうなるが？
Q:選挙区を設けるとか設けんとかはなんなが？	Q:議員定数等の取扱いのまとめ





「特例法」ち、そりゃあ
なんぜよ？

じゃったら、どんな特例
があるがぜよ？

特例法とは、市町村の合併の特例
に関する法律(合併特例法)をい
っており、合併の障害となる事項を除
去し、自主的な市町村合併を推進
するため、様々な特例が定められ
ています。

合併特例法には、主なものとして「議員の定
数・在任に関する特例」や「財政的な特例」
「地域審議会の設置」「農業委員会の委員の
任期等の特例」などがあります。



新しい「まち」になっ
たら議会の議員さんの
定数らあはどうなるが
やおねえ？



伊野町、吾北村及び本川村が合併した
場合の議会議員の定数は、法定定数は
26人以内となっています。しかし、合併
特例法により定数や在任の特例が別に
定められています。

へえそうなが～
ほいたら、その定数やら
在任の特例いうたらどん
なが？

まず、定数の特例というのは、新町において行われる、
最初の議会議員設置選挙の際に、法定定数(26人以
内)の2倍(56人以内)を超えない範囲まで定数を増す
ことが出来るものです。



在任の特例というのは、伊野町、吾北村及び本川村の
現在の議員が全員、合併後2年を超えない期間に限り、
合併後の新町での議員であることが出来るものです。

市町村の議会の議員の定数は
地方自治法により、次の通りと
なっています。
人口2万以上の町村26人以内
* 議員の定数は、条例で特にこ
れを減少することができる。



新しい「まち」になったら、議員さんを選ぶにはどうしたらえいが？

なんやようわからんがやけんど！

新しい町の議員を選ぶ方法には、次の3つ方法があります。
 合併特例法による特例を適用しないで、選挙で決める方法
 この方法には次の2つの選択肢があります。
 ・選挙区を設けずに選挙する方法
 ・選挙区を設けて選挙する方法
 合併特例法による定数に関する特例を適用して、選挙で決める方法
 この方法にも次の2つの選択肢があります。
 ・選挙区を設けずに選挙する方法
 ・選挙区を設けて選挙する方法
 合併特例法による在任に関する特例を適用する方法



選挙区は、公職選挙法第15条第6項の規定により、市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員選挙につき、条例で選挙区を設けることが出来るとなっています。



1つめの合併特例法の特例をつかわんずつ選挙で決める方法いうたらどんなが？

これは、通常の一般選挙のことで、地方自治法で定められた定数(26人以内)を超えない範囲内において新町の条例で定めた定数で選挙して決める方法です。

ほいたら、選挙区を設けるとか設けんとかいうがはんながよ？



選挙区を設けない場合は、新町を全域として条例定数(26人以内)で選挙を行うことです。
 選挙区を設ける場合は、条例で合併前の伊野町、吾北村及び本川村ごとに選挙区及び選挙区ごとの議員定数を定め、これに基づき選挙を行うことです。

一般選挙
 ・選挙の期日：設置の日から50日以内
 ・任期：設置選挙の日から4年間



ほんなら、選挙区を設けた場合それぞれの定数は、どんなにして決めるがですか？



選挙区を設ける場合、公職選挙法第15条第8項に各選挙区の議員の数は、人口に比例して条例で定めるよう規定されています。そうすると、定数を26人とした場合のそれぞれの数は

伊野町は22人

吾北村は 3人

本川村は 1人

となりますが、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができます。

その特別の事情というのがどういうことながですか？
ほんで、そんな場合どんなに選挙区の定数を決めるがですかねえ？

特別の事情というのは、市町村合併等のことです。その様な場合、公職選挙法施行令によって、新町において最初に行われる一般選挙(設置選挙)においてのみ、選挙区の定数は人口に比例しないで定めることができます。

ほんなら、次の選挙はどうなるがぜよ？



合併直後実施される設置選挙(任期4年)の次(2回目)の選挙からは

・選挙区を設ける場合
選挙区ごとの議員の定数は、人口に比例して条例で定めることとなります。

2回目の選挙からは、人口に比例しないで定数を定めることは出来ません。

公職選挙法

第15条 8項

各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。



公職選挙法施行令第9条

市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の定数は、人口に比例しないで定めることができる。



戻る



2つめの合併特例法による定数に関する特例を適用して、選挙で決める方法いうたらどんなが？

これは、合併関係町村の協議により、議員定数(26人以内)の2倍を超えない範囲内において新町の条例で定めた定数で選挙して決める方法です。

この方法は、第1回目の一般選挙(設置選挙)のみの適用です。(第2回目からは法定定数(26人以内)となります。

ほかは、合併特例法を適用しないで選挙する方法と同じです。



ということは、選挙区なんかのことも同じようにするがですねえ！

そうです

- ・選挙区を設ける方法
- ・選挙区を設けない方法

があり

選挙区を設けた場合

- ・人口に比例する方法
- ・人口に比例しない方法
(設置選挙のみ適用)

など選択肢がいろいろあります。



ほいたら、3つめの合併特例法による在任に関する特例を適用してする方法ってどんながでエ？

この方法は、3町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、3町村の議員であった者は引き続き新町の議会の議員として在任できるものです。



合併前の各町村の議員数(平成15年4月1日現在)

伊野町:20人

吾北村:11人

本川村:10人

計 41人

新町の議員定数は41人となります。



ほんなら、選挙はせんがかえ？

この在任特例を適用した場合は、選挙せず合併期日において3町村の議員であった者は、引き続き合併後の新町の議員として在任できることから、設置選挙はしないことになります。



みょうにわかったような...
ほんなら、在任期間が過ぎたらどうなるがで？

在任期間が過ぎた場合、いわゆる任期満了になった場合には、通常の一般選挙によって新たな議会議員を選ぶことになります。



選挙をするがじゃったら、選挙区とやらはどどげになるがぜよ？

在任特例での任期満了による選挙は、通常の一般選挙で行う方法と同じです。
ですから、選挙区を設ける場合は選挙区ごとに人口に比例した定数を条例で定め選挙を行うことになります。



議員定数等の取扱いのまとめ

合併時の議員の定数・任期の扱い

合併4年後の扱い

一般選挙

一般選挙

新 町

合併特例を選択しない場合

10月1日から50日以内に選挙
任期は4年

定数 26人以内

選挙区の設置をする場合
(旧町村ごとに定数を設定)

26人以内で人口に比例しない定数

26人以内で人口に比例した定数

選挙区を設置しない場合

26人以内の定数

選挙区の設置をする場合
(旧町村ごとに定数を設定)

26人以内で人口に比例した定数

選挙区を設置しない場合

26人以内の定数

定数特例を選択する場合

10月1日から50日以内に選挙
任期は4年

定数 52人以内

選挙区の設置をする場合
(旧町村ごとに定数を設定)

52人以内で人口に比例しない定数

52人以内で人口に比例した定数

選挙区を設置しない場合

52人以内の定数

選挙区の設置をする場合
(旧町村ごとに定数を設定)

52人以内で人口に比例した定数

選挙区を設置しない場合

52人以内の定数

在任特例を選択する場合

設置選挙はしない
特例期間は2年以内

定数 41人

H115.4.1現在各町村
議員数
伊野町:20人
吾北村:11人
本川村:10人
計 41人

選挙区の設置をする場合
(旧町村ごとに定数を設定)

26人以内で人口に比例した定数

選挙区を設置しない場合

26人以内の定数

選挙は実施しない

一般選挙

合併時の議員の定数・任期の扱い

合併2年以内後の扱い



戻る